(参考)　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について

別紙様式１号（第３条第１項関係）

財産処分承認申請書

番　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　都道府県知事等　　氏　　　　名 　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　又は住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者　　　氏　 　名　 　印

　○○年度○○○○補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第３条第１項の規定により、承認申請します。

記

１　処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(2) 今後の利用方法（処分区分）

(注)　今後の利用方法等、具体的に記述すること。

(3) 処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

２　処分の対象財産

(1) 事業実施主体

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(5) 現況図面又は写真（添付）

３　処分予定年月日

４　その他参考資料

(注１)　財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。

(注２)　処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること。

　　　　 　　①　補償契約書等の写し

　　　　 　　②　取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

(注３)　処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「有償」で、備考欄を適用する場合には、次のいずれかの資料を添付すること。

　　ア　農業生産法人化計画

　　　 　　イ　上記計画を添付できない場合

　　　　 　　①　農業生産法人化計画類似の法人化計画

　　　　 　　②　新設法人への財産処分（承継）計画書

　　　　 　　③　発起人名簿又は定款案（集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は

　　　　　　　 株主であることが確認できるもの）

(注４)　漁港漁場整備法第37条の２の貸付けの場合には、貸付契約締結後、貸付契約書を提出すること。

(注５)　処分区分の欄に掲げる「担保」で、補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金の使途、決算の状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料を添付すること。